

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（概要）

I 改正の趣旨

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成 27 年法律第 17 号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備等を行うもの。

II 改正の内容

（1） 関係省令の整備等

① 中小企業退職金共済法施行規則等の一部改正

ア 共済契約者が中小企業者でない事業主となった場合の確定拠出年金（企業型）への資産移換等

- ・ 共済契約者が中小企業者でない事業主となった場合に資産移換を行うことのできる確定拠出年金（企業型）の要件として、被共済者を企業型年金加入者とし、かつ、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）から移換される金額の全額が被共済者に係る個人別管理資産として一括して払い込まれるものであることを規定する。
- ・ 共済契約者が中小企業者でない事業主となり退職金共済契約が解除される前から引き続き確定給付企業年金等を実施している場合であっても資産移換が行えるよう規定の整備を行う。

イ 特定退職金共済事業を実施している団体が当該共済制度を廃止した場合における受入金額の受入れ

（i） 廃止団体に関する事項

- ・ 勤労者退職金共済機構へ特定退職金共済事業に係る資産を引き渡すことができる団体は、その実施していた特定退職金共済事業を廃止し、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 73 条第 1 項に規定する特定退職金共済団体でなくなった団体（以下「廃止団体」という。）とする。
- ・ 勤労者退職金共済機構が廃止団体から資産を受け入れる（以下「資産移換」という。）際に締結する契約（以下「資産移換契約」という。）においては、事業主が資産移換を申し出た場合に廃止団体が勤労者退職金共済機構へ当該資産を一括して引き渡すことを約することとする。
- ・ 廃止団体が資産移換契約を締結しようとするときは、当該廃止団体が実施する特定退職金共済事業が廃止されることを証する書類等を機構に提出しなければならないものとするほか、資産移換契約を締結した場合は、廃止団体は、勤労者退職金共済機構が振り込み先の預金口座を指定した日から起算して 60 日以内に資産移換を行わなければならないこととする。

（ii） 事業主に関する事項

- ・ 資産移換の申出は、資産移換契約の効力が生じた日から起算して 1 年を経過する日までに、従業員ごとの移換額及び廃止団体の実施していた特定退職金共済事業に加入していた月数等を記入した引渡申出書に、当該従業員が資産移換を希望することを証する書類等を添付して行わなければならないこととする。
- ・ 事業主が、特定退職金共済事業が廃止された後に一般の中小企業退職金共済制度の退職金共済契約を申し込む場合、資産移換の申出は、退職金共済契約の申込

みと併せて勤労者退職金共済機構に提出して行うものとする。

- ・ 資産移換の申出を行った事業主に対しては、加入促進のための掛金負担軽減措置を適用しないこととする。

(iii) 被共済者の退職金額に関する事項

- ・ 資産移換に伴い掛金納付月数が通算された場合の退職金額の算定は、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡った月に退職金共済契約の効力が生じたものとみなして行うこととする。

ウ 被共済者の転職に伴う退職金の通算制度の拡充

- ・ 被共済者が特定退職金共済事業に加入している事業主と一般の中小企業退職金共済制度に加入している事業主との間を移動した場合において、退職金の通算の申出をすることができる期間を、現行の2年から3年へ延長する。

エ 未請求退職金の発生防止対策の強化

- ・ 共済契約者が、退職金共済契約申込書を勤労者退職金共済機構へ提出する場合において、被共済者の生年月日の記載を求めるとする。
- ・ 共済契約者が、被共済者が退職した旨の届出を勤労者退職金共済機構へ提出する場合において、当該被共済者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の記載を求めるとする。

② 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の一部改正

- ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構の名称が独立行政法人労働者健康安全機構に改称されるとともに、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が解散し、その権利・義務を独立行政法人労働者健康安全機構が承継することに伴う所要の規定の改正を行う。

(2) 経過措置

- ・ 資産移換の申出を行った事業主が施行日前に退職金共済制度の申込みを行っていた場合は、(1)イ(ii)にかかわらず、加入促進のための掛金負担軽減措置が適用されるものとする。
- ・ 廃止団体から資産移換を行った被共済者の掛金月額が、整備法附則第4条第2項の規定により5,000円未満の額となっている場合は、その掛金月額が5,000円に増加されるまでの間は、掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置を適用しないこととするほか、被共済者の転職に伴う退職金の通算制度の拡充等について所要の経過措置を定める。

(3) その他(1)、(2)に伴う経過措置を定めるほか、所要の改正を行う。

Ⅲ 根拠法令

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第17条第1項、第31条の2、第46条及び第55条 等

Ⅳ 施行期日

平成28年4月1日